

白 治 の 風

Content

やまなし

まち自慢	西沢 溪谷	
巻頭随想	参画と協働によるまちづくり 甲府市長 宮島 雅展	02
市町村リレー	南アルプス市	04
苦言・提言	民間と行政の信頼関係構築に向けて 国土交通省大臣官房地方課長 首藤 祐司	08
特集 災害に強い地域づくり		09
特集1 地域防災力の向上に向けて		10
特集2 災害に強い地域づくり		13
特集3 災害に強い地域づくり		17
特集4 災害に強い地域づくり 市民と協働による防災のまちづくり		21
自治 Q & A		25
合併コーナー	～人・地域・自然が奏でる 和みのまち 山梨市～ 山梨市総合政策課政策推進担当 主幹 中村 貴仁	30
がんばっていま～す。		32
電子自治体コーナー		34
市町村振興協会たより		36
はつらつ!市町村職員		

編集後記

Yamanashi JICHI no KAZE Vol.24 September.2008



■表紙写真 「神明の鐘」花火公園

江戸時代より神明の花火大会は、恋人の出会いの場として評判でした。そこで現在の恋人たちにも幸せが訪れてほしいと、神明の花火大会会場でもある花火公園に「神明の鐘」を設置しました。ここに訪れた全ての人に、幸せの鐘が高らかに鳴り響くことを願っています。

【市川三郷町提供】



佐藤 光男さん

Teruo Sato
(道志村まちづくり調整室室長)

道志村は、横浜市の固有の水源として明治20年から横浜市に水を送り続け、深いつながりを持ち続けてきました。平成16年に「横浜市と道志村の友好交流に関する協定書」を締結し、道志村は水源地という役割を、大都市である横浜市は、上流である道志村の自然環境を守るため、相互理解を深め、それぞれの立場で支援することを改めて定めました。

こうした中「よこはま型若者自立塾」事業や「地球温暖化対策」事業など、新たな共同事業も生まれてきました。

特に地球温暖化対策に向けての取り組みとして、山梨県、横浜市、道志村で共同研究会を発足しましたが、県域をまたいで都道府県、自治体、政令指定都市の連携は全国で初の取り組みで、大都市と農山村地域間のエネルギー・資源・資金循環により脱温暖化の実現と、木質バイオマスを活用した新規産業の創出など、上流地域と下流地域の連携したモデル事業として全国に発信できればと考えています。

都市との交流について

時の人

TOKI no HITO Man & Woman

巻頭

随想

甲府市長 宮島 雅展

参画と協働によるまちづくり

[ZUISOU] 24
YAMANASHI
JICHI no KAZI 2008

山の都「甲府」

甲府市は、甲府盆地の中央を南北に縦断し、南に霊峰富士、北に八ヶ岳と金峰山、西に南アルプス連峰を仰ぎ見る風光明媚な土地柄を誇り、溪谷美日本一の御岳昇仙峡を代表とする美しい自然環境と県都にふさわしい都市的景観の織りなす風景から、「山の都」とも形容されています。

歴史性も豊かである本市は、武田信玄の父信虎が新たな甲斐の府中（都）として、永正16年（1519）に京都を模倣した大規模な城下町「甲府」の造営に着手したことに始まり、以後、

現在に至るまで、山梨の政治、経済、交通、文化の中心として発展してきました。

市域には、武田氏三代や武田氏滅亡後に甲斐国を統治した徳川家康である柳沢氏などに関わる数々の史跡・文化財が残されており、ほうとうや煮貝、葡萄、ワイン、印伝、宝石など多彩な地場産品などとともに、今日の甲府のまちを彩っています。

また、平成12年に全国特例市に指定され、平成18年3月には中道町、上一色村北部地域との合併を行い、新「甲府市」として新たな歴史を刻んでいます。

甲府市の都市像

甲府市を取り巻く状況は、少子・高齢化の進展と人口減少社会の到来、循環型社会への転換、地方分権の進展など行財政運営の大きな変革期を迎えています。このような状況を踏まえて、将来のあるべき姿（都市像）を「人がつどい 心がかよう 笑顔あふれるまち・甲府」とした平成27年度までの市政運営指針となる、総合計画を平成18年に策定しました。

現在、本市では都市像実現のため基本計画に位置づけた
・互いに支え合い健やかに暮らせるま

ち

・夢にあふれ心豊かに人と文化が輝くまち

・次代に引き継ぐ快適で美しい安らぎのまち

・にぎわいと豊かさを創り出す風格のあるまち

・魅力と活気のあるだれもが住みたいまち

の5つの基本目標を基調としたまちづくりに取り組んでいます。

また、先人のためまぬ努力によって営々と築かれてきたこの素晴らしいまちを、次の時代に誇りと自信をもって引き継いでいけるよう、周囲の景観や



甲府市長
宮島 雅展
Masanobu Miyajima

PROFILE

昭和20年7月30日、南巨摩郡増穂町生まれ。山梨大学中退。山梨大学在学中に25歳で甲府市議選に挑戦。昭和54年4月甲府市議会議員初当選、以来3期12年。平成3年4月山梨県議会議員初当選、以来3期12年。平成15年2月甲府市長選当選、現在2期目。63歳。

伝統文化と調和した総合的都市機能の充実を図り、甲府に集うすべての人々が「住んでよかった」「来てよかった」と思えるまち、笑顔あふれる活力あるまちを、市民の皆さまの参画と協働により築いていきたいと考えています。

「参画と協働」 「情報の共有」 「甲府市自治基本条例」

地方分権の進展に伴い、地域が抱える課題などに対して、「地域のことには地域で考えて地域で決める」という自己決定、自己責任、受益と負担の明確化により地方が主役となる地域経営が求められるようになってきた。これまでに行政が主体となってきた自治体運営の担い手が、市民参加や協働により多様化してきたため、それぞれの役割を明確にする必要が生じてきました。

こうした自主・自律の自治体運営への動きが進む中で、甲府市においては「参画と協働」、「情報の共有」を自治体運営の基本原則とする、甲府市自治基本条例を市民の皆さまや有識者、市議会と協働で平成19年6月に制定し、まちづくりに取り組んでいます。

「参画と協働の原則」

甲府市が自律した自治を実現するためには、市民、市議会、市長等が「参画と協働」のもと、よりよいパートナーとなることが大切です。

こうしたことから、市民が市政に参画する権利と責務、市民の意見提出や審議会委員の公募などの参画と協働の具体的な内容を定め、相互に責任を持って協力し合える関係を構築することで互いの独立性と対等性を尊重したまちづくりを推進しています。

「情報共有の原則」

「参画と協働」を推進するためには、市民、市議会及び市長等がそれぞれ持っている市政に関する情報を共有することが必要です。

また、情報を共有するために、市民の知る権利、市議会及び市長等が積極的に情報を公開することや、わかりやすく説明することを定め、市政の適切で円滑な運営を図っています。

「おわりに」

本市は現在、新庁舎建設や中心市街地活性化、ごみ処理施設の建設など将来のまちの礎となる大型事業に取り組んでいます。私は今年に掛ける自分の

思いを「敏」という字で表しています。俊敏や機敏などに使われる「敏」は、「はしこい」、「すばやい」、「さとい」、「かしこい」などの意味を持ち、次々と来る仕事をてきぱきとさばき、直面する多くの課題を職員と共に乗り越えていきたいと思っています。職員一人ひとりが英知を絞り、新しい発想での取り組みを進め、本市独自の特色あるまちづくりを進めていきたいと考えています。



愛護会や市民を母体としたアダプト制度（甲府市公園の自主的な美化活動）による池田公園清掃活動



市民参画の甲府・中心市街地を語る会の状況

まちづくり夢づくり

MACHIZUKURI YUMEZUKURI

24

南アルプス市

山梨県の西側、南アルプス山麓に位置する南アルプス市は、美しい自然に囲まれた地域です。

平成15年4月1日に八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町の4町2村が合併して誕生し、現在でも全国唯一のカタカナ市名となっています。

釜無川右岸に広がる御勅使川の扇状地と、その上流部の南アルプス山系からなり、地理的・地形的に一つのまとまりを形成し、総面積264・06km²、山梨県の面積の約5・9%を占めています。

南アルプス市は、フルーツ王国として知られており、サクランボ、桃、スモモ、

ぶどう、なし、柿、キウイフルーツ、りんごなどの果樹を生産し、観光農園も盛んに行っています。

特に、すももは生産量が日本一で、本市で誕生した新品種「貴陽(きよう)」は実も大きく糖度が高く、これまでのすもものイメージを変えるほどです。

市では、貴陽を南アルプスブランドとして育成していくために、雨除け施設の設置を振興するほか、集出荷時の光センサー導入事業、市商工会が取り組んでいるフルーツプロジェクト事業を支援し、特産品開発や商品ブランドの育成に重点的に取り組んでいます。



南アルプスブランド「貴陽」

～「歓び、分かちあう都市」 創造プロジェクト～



市の風景

南アルプス市のお祭りイベント

現在市で開催されるお祭りには、毎年2月10日、11日の2日間行われ、甲斐路の季語ともなっている歴史ある若草地区の「十日市」、7年に1度、寅と申の年の4月に今諏訪地区の諏訪神社で行われる「御柱祭り」、毎年4月29日、釜無川三郡橋上流の河川敷で開催され甲州風の伝統を県内で唯一受け継いでいる南アルプス市ならではのお祭りである、甲西地区の「甲州凧上げまつり」などがあります。



桃源郷マラソン

5月上旬には、滝沢川公園沿い両岸約1キロを紫と緑の鮮やかなコントラストに染めるアヤメの競演をゆつくり見てもらう櫛形地区の「アヤメウィーク」があり、河川公園内にアヤメをゆつくり鑑賞できるスペースを設け、また、小笠原流流鏑馬や各種団体によるブースによりお祭りを盛り上げています。

よるセレモニーや献花、山の歌の合唱、クライマックスでは百年前のいでたちの案内人による「蔓払い」が行われます。夏には、若草地区でまさに日本の夏らしいお祭り、「サマーフェスティバルIN わかくさ」が行われ、盆踊り、夜店、遠光太鼓演奏や夜空を彩る大輪の花火などで演出します。

6月下旬には、芦安地区の「南アルプス開山祭」では先駆者の偉業に感謝し、入山者の安全登山、山岳観光の活性化を祈念して開山関係者と山岳愛好者に

11月22日、23日には、江戸時代の寛文5年(1665年)に建造された県指定文化財、高尾穂見神社の本殿において、古くから伝わる太々神楽(だいだいかぐら)を奉納し、商売繁盛を祈念する高尾穂見神社夜祭りが行われます。

12月上旬には八田地区で「かきまつり・まいもん朝市」が開催され、合併前から物産交流を行っている石川県穴水町から、新鮮な殻付カキやサザエ等、直送されたたくさんのお土産物が販売され、その場で炭火で焼いて食べるができます。

この他、市を代表する大きなイベントでは、4月の「南アル



甲州凧上げ祭り



かきまつり・まいもん朝市

プス桃源郷マラソン」があり、毎年市内外から5,000人を超えるランナーがすももや桃の花が一面に咲く市内の中をかけぬけています。

市が主催するイベント事業については、合併前に旧町村ごとに実施していたイベントを引き継いで実施していましたが、行財政のスリム化という観点から見直しを検討し、廃止したイベントや、市主催から地元主催という形で地域に運営をお願いしたイベントもありました。

そうした中で、合併後5年を節目に、市を代表するようない大イベントを開催しようということで、新規イベント「南アルプスフルーツ山麓フェスティバル」が今年6月15日に開催されました。

このイベントでは、市の果樹観光や山岳観光のPR、地域の活性化を目的

として、南アルプス市産フルーツの認知度アップや山岳愛好家の底辺拡大、多くの誘客が望めるサクラランボのPRが図られました。

当日は、地元商店街による露天、市のフルーツを使ったスイーツパーティー、南アルプス山岳紹介コーナーが開かれ、さくらんぼ種飛ばし大会、よさこい演舞などで盛り上がりを見せました。

このイベントをとおして、市の情報を内外にアピールするとともに、旧町村意識を取り除き、「南アルプス市民」という意識も培うことができたのではと思います。

～南アルプスの山岳観光～



北岳

南アルプス市には、果樹に次ぐ観光資源として、日本第2位の高峰である北岳（3,193m）などの3000m級の山々が連なっており、毎年初夏から秋にかけて県内外から多くの登山愛好家が来訪します。

これらの山々は芦安地区にあり、芦安地区の大部分が南アルプス国立公園に属しています。手つかずの自然が多く残り、国指定特別天然記念物であるニホンカモシカやイヌワシ、ライチョウが生息しているほか、高山植物であるキタダケソウが自生している貴重な自然の宝庫になっています。特に、氷河期の遺存動物の一種であるライチョウは、生息区域がとても狭く、南アルプスが地球上の南限になっています。

こうした南アルプスの貴重な自然の保全と登山者の安全確保のため、南アルプス北岳などへの登山口である本市広河原に通じる「県営林道南アルプス線（芦安～広河原間）及び県道南アルプス公園線（奈良田～広河原間）」では、登山シーズンにマイカー規制を実施し、その他の期間は全面通行止めとなっています。

このマイカー規制では、6月25日から11月9日の期間、朝5時30分から夕方6時まで全面通行止めを解除し、路線バスやタクシーのみが通行可能となります。

さらに、マイカー規制の円滑な実施のため利用者協力金として今年度から片道100円の利用者負担をお願いしています。

こうした取り組みのほか、さらなる保全に向けて、現在、南アルプス連峰に関わる山梨県、長野県、静岡県、6市3町1村が連携して、南アルプスを世界自然遺産に登録しようという運動も展開されています。

現在、この県境を越えた10市町村（山梨県からは、韮崎市、南アルプス市、北杜市、早川町、長野県からは飯田市、伊那市、富士見町、大鹿村、静岡県からは静岡市、川根本町）を構成市町村として、平成19年2月に「南アルプス世界自然遺産登録推進協議会」を設立し、情報の収集や発信、環境省や林野庁への要望活動や賛助会員の募集などを行っています。

今後は、世界自然遺産の登録に向けて、南アルプスの特殊性や独自性などの学術的知見の集積や、魅力の再発見、国立公園地域の見直しや保護管理体制の構築や検討、さらに、日本の宝・世界の宝としてその価値を広く情報発信していくことなどを課題として活動していきます。

～南アルプス クラインガルテン～

南アルプス市の西部は、緩傾斜の里山地域が広がっており、豊かな田園風景や果樹園とともに遠景に甲府盆地と、富士山・八ヶ岳を望める良好な景観を味わうことができます。

ここに今整備中であるのが、簡易宿泊施設つき市民農園（クラインガルテン）で、里山に癒しの空間を求める都市住民、特に団塊世代等を対象に貸し出し、週末に滞在して野菜作りなどの農業に親しんでもらいながら、地元農家との交流によって、地域内に人的・経済的活性化をもたらすことを目的としています。

クラインガルテンとはドイツ語で『小さな庭』という意味で、日本では『市民農園』として訳されています。

日本の市民農園は、利用形態から「近隣型」、「日帰り型」、「滞在型」の三つに分類され『滞在型市民農園』を下

イツに学んだことから、クラインガルテンと呼ぶのが一般的となっています。本年度は、旧榎形町の中野地区に17区画を整備し、平成21年度の春からの貸し出しに向け、今秋入居者を募集します。

宿泊可能なラウベと100坪ほどの農地を一区画とし、入会費40万円、年会費40万円、会員制による5年契約として5年ごとの契約更新を予定しています。

立地条件を活かし、どの区画からでも富士山を眺望できるような工夫や、園内の道や建物には、アスファルトやコンクリートなどの素材ではなく、木や石等の可能な限りの自然素材を多く使用するなど南アルプスの山々の景観との調和を考えています。

この事業は、里山地域における農業

のあり方や、農地の新しい利用方法、また、農のノウハウや農村文化を都市の方々と共に守り継承して行くなど、地域活性化の可能性を探る機会でもあります。都市住民の方が、農業を体験しながら実際に南アルプス市で生活をすることで、市内への定住者増加を促進するきっかけになるため、現在取り組んでいる空き家バンク事業の推進につながることを期待されます。



苦言提言

Kugen Teigen

民間と行政の信頼関係構築に向けて



Yuji Syuto
首藤 祐司

国土交通省大臣官房地方課長
(前甲府市副市長)

平成十七年七月から三年間、甲府市役所で副市長(十八年度までは助役)として勤務させていただき、この七月に出向元である国土交通省に戻りました。山梨での三年間でどれだけ貢献できたかなと考えると忸怩たる思いもあり、その私が「苦言」というのも口幅つたい気もしますが、「もう少しこうすれば」と感じてきたことを述べてみたいと思います。

それは、民間と行政の間でのコミュニケーションにやや問題があり、そこを改善すればよりよい信頼関係が築けるのではないかということです。

民間の、特に何らかの形でまちづくりに携わっている方々と市役所は、基本的には同じような方向を目指しており、総論で意見が食い違うことは少ないはずですが、しかし、ときどき摩擦が表面化してしまいます。極端に表現すれば、民間の方々は「どうせ市は何もしてくれない」と思っていて、市の側では「民間の方々は無理な要求をするばかりだ」と思っ

ているため、話し合えば見つかるかも知れない道が初めから閉ざされているという状況になっているように思われます。(もちろん、よく連携協力して成功している例も多々あります。)

民間の方々にも、まず自分たちで何ができるかを考えてほしいと思いますが、ここでは、市町村側のあり方を考えてみたいと思います。

このような状況の生まれる理由の第一は、これまで、民間の要望を実現できないことが多かった、あるいは、要望への対応が遅れがちだったということでしょう。直ちに要望を実現できないこと自体はある程度は仕方ないことです。全部要望を通していたら財政は破綻してしまいますし、筋道の通らない行政をするわけにはいきません。しかし、本来は対応すべき新たな行政ニーズへの対応が遅れがちで、かつ、説明不足だったことが民間側に不満を生んできたということはないでしょうか。庁内検討の際、「しばらく

様子を見ましよう」という科白をついいい口にしていませんか。問題の全貌が分からないとか、関係者の利害が錯綜しているとかいうとき、誰しも待ちの姿勢を取りたくなります。下手に動いてミスするよりは、何をやるべきかがはっきりしてから動いた方が、間違いがありませんし、楽です。ところが、そうした「待ち」の姿勢こそが民間側に「行政は何もししてくれない」という不満を生み、それが積み重なってきたのではないのでしょうか。

第二の理由は、要望を受けたときの反応の仕方にあるように思われます。民間の方々から私が何度も聞いた苦情ですが、「一生懸命考えて要望しているのだから、いったんは受け止めてほしいんですよ。検討もしないで駄目と言わないでほしい」というのです。ここはなかなか難しいところですが、私は、本当に駄目なのは即座に「できません」というのが基本だと思います。変に期待を持たせてもこじれるだけだからです。しかし、検討の余地

がある場合にも直ちに「難しい」と言ってしまうと、言われた側は「やる気がないんだ」と受け止めてしまいがちです。明らかに駄目というのでなければいったん受け止めて整理し、検討してもやはり駄目なら検討の過程と理由を説明しつづ返事するという対応を取るべきではないでしょうか。手間暇のかかる話ではありません。しかし、市民の間に信頼を培うためのコストだと考えるべきでしょう。

公務員にとっては、日々の対応とにかく時間と手間を取られる難しい時代になりました。この傾向はますます強くなるでしょう。また、市町村の役割は今後大きく変わるのには間違いないところですが、役割が大きくなれば責任も重くなります。時間がかかる、手間がかかる、面倒だ、と感じられるときには、「自分の仕事が重要であることの証だ」と考えて、誇りを持って取り組んでほしいと思います。



Feature Vol.24 September.2008

「災害に強い地域づくり」

本年6月に発生した岩手・宮城内陸地震、昨年7月の新潟県中越沖地震をはじめ、近年、地震、台風等による大規模な災害が連続して発生している。

これらの災害は、人的被害をはじめ住民の生活基盤や産業基盤に甚大かつ広範な被害をもたらし、被災地の地域社会・地域経済に深刻な影響を及ぼしたところである。

本県は、東海地震をはじめ南関東地域直下の地震、糸魚川-静岡構造線断層帯など活断層に起因する地震及び富士山噴火などが発生する可能性が指摘されており、これらが発生した場合には、広範囲にわたって甚大な被害を受けることが懸念されることから、県及び市町村では、災害に強い地域づくりを進めている。

今回の特集では、地震等に備えた地域防災力強化の取組み(県及び都留市、南アルプス市)を紹介する。

● [特集1] 地域防災力の向上に向けて 山梨県 中込 良夫

● [特集2] 災害に強い地域づくり 峡南地域県民センター 有泉 公彦

● [特集3] 災害に強い地域づくり 都留市 小林 正人

● [特集4] 災害に強い地域づくり
市民と協働による防災のまちづくり 南アルプス市 今村 繁樹
南アルプス市 斎藤 節子

地域の安全・安心が

求められる背景

1

1 自然災害の多発と

大規模な地震災害の切迫性

近年、我が国では、平成7年の阪神・淡路大震災以降、平成12年の有珠山、三宅島の噴火の発生、平成16年には長梅雨による被害に始まり観測史上最多の台風上陸による風水害・土砂災害、そして新潟中越地震、平成19年には、能登半島、新潟県中越沖地震、今年に入って岩手・宮城内陸地震など数多くの災害が発生しています。

本県においても、いつ起きてもおかしくないと言われる東海地震や首都直下型地震等の大規模地震の切迫性に加えて、風水害や火山災害といった過去の災害教訓を踏まえると、行政による対応のみでは被災者の救助や消火活動等に限界があるため、住民自身・地域の活動体制をいかに整えるかが今後の課題となっています。



2 地域社会とのつながり、

結びつきの希薄化

地域社会の結びつきといったコミュニケーション機能は、住民同士の支え合いや危険要因の除去、注意喚起等災害のみならず

犯罪や福祉、教育、環境等の様々な問題解決にその役割を果たしてきました。

しかしながら、住民の生活様式の多様化、少子高齢化社会の進展、さらには、核家族化、単身世帯の増加にみられる世帯構成の変化等様々な要因によってかつての親密な人間関係が崩壊し、地域社会とのつながり、近隣住民との結びつきが希薄になりつつあります。

一方で、頻発する自然災害や凶悪な犯罪の多発による社会への不安が高まるな

か、住民の地域・近隣とのつながり、結びつきの必要性が再認識され、地域コミュニティのなかで、自発的な取り組みが進められるようになってきています。

このような取り組みは、防災をはじめとする安全・安心な暮らしのためには重要なことであり、今後各地で住民の創意工夫による主体的な活動が求められています。

自主防災組織の必要性

2

1 住民が安全・安心に

暮らすための取り組み

住民が安全・安心に暮らすための取り組みとしての防災対策は、住民の生命、身体及び財産を災害から守る行政上最も重要な施策です。

しかし、大規模な災害が発生したときの被害の拡大を防ぐためには、国や県、市町村の対応いわゆる「公助」だけでは限界があり、早期に実効性ある対策をと

ることが難しい場合も考えられるため、自分の身を自分の努力によって守る「自助」とともに、地域や近隣の人々が集まって、互いに協力し合いながら、防災活動に組織的に取り組むこと「共助」が必要です。

そして、「自助」「共助」「公助」が有機的に繋がることにより、被害の軽減を図ることができます。

2 地域における

自主防災組織の意義と役割

自主防災組織は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき自主的に結成する組織であり、災害による被害を防止し、軽減するための活動を行う組織です。

災害対策基本法においては、市町村がその充実に努めなければならない旨規定されています。

組織の充実に当たっては、自然的・社会的条件、住民の意識等が地域によって様々であることから、活動の具体的範囲及び内容を画一化することは困難です。

よって、各市町村において地域の実情に応じた組織の結成が進められることが



必要です。

自主防災組織は、地域において「共助」の中核をなす組織であるため、自治会等の地域で生活環境を共有している住民により、主体的な活動として結成・運営されることが望まれています。

特に、災害によって地域が孤立した場合には、こうした普段から生活環境を共有している住民同士が相互に協力し合う「共助」が被害の軽減のために、最も重要な役割を担うこととなります。

新潟県中越地震における旧山古志村で、発災当日に住民の全ての安否を確認できたことは、こうした「共助」の最たる例と言えます。

自主防災組織が取り組むべき日常的な活動としては、防災知識の普及、地域の災害危険箇所の把握、防災訓練の実施、火気使用設備器具の点検・防災用資機材の整備等があります。

また、災害時には、情報の収集・伝達、出火防止・初期消火、住民の避難誘導、負傷者の救出・救助、給食・給水等の活動があげられます。

そのほかにも、地域の活動団体と協力しながら、家屋の耐震診断や家具の転倒防止、住宅用火災報知器の普及啓発を行うなどその活動は多様なものとなっています。

地域防災力の向上に向けて

3

自主防災組織の課題と

今後の展開

自主防災組織の活動は、様々なコミュニティ活動の核にもなるものでもありません。

防災をはじめとする地域の安全・安心な暮らしへの関心や意識が日常生活の中で高まることによって、自主防災活動が活性化するとともに、希薄になりつつある地域社会での連帯意識が醸成されていくことも期待されています。

平成18年4月1日現在、山梨県の自主防災組織の組織率は、95・1%となっていますが、自主防災組織の運営、活動において、高齢化や昼間の活動要員の不足、活動に対する住民意識の不足、リーダーの不足のほか、会議や訓練の準備活動に使う活動拠点の不足、活動のマンネリ化等の課題が指摘されています。

こうした課題は、組織の活動環境や人的・物的資源の不足等様々な条件が重なって生じていると見られるが、組織が比較的小規模であることもその要因の一つであります。

このため、自主防災組織の活動を活性化するとともに、消防団をはじめとする様々な地域の団体との連携を図りながら

地域の全ての力を結集し、大規模災害時への対応に備える取り組みを進めることが重要です。

また、住民の自主防災組織への参加意識を高めるほか、活動に参加しやすい工夫や新たな切り口による活動の活性化が必要であると考えます。



連携による活動の活性化

4

連携の考え方

これからの自主防災組織の活動においては、自主防災組織相互の連携のほか、消防団、学校等の地域の様々な活動団体と有機的に連携し、活動の活性化を図り、防災をはじめとする地域の安全・安心への取り組みを進めていくことが求められています。

その際、各団体の活動の特徴を踏まえ、他団体が行う活動と自主防災組織の活動を結びつけ、相互の得意分野で地域の防災力を補完し合う活動を心がけることが必要です。



○他団体との連携によるメリット

- ①人材が増え、また保有資機材等も豊富になる。
- ②活動の範囲が広がり、広域的に事業を実施することができる。
- ③活動の種類やメニューが増え、活発な活動を継続して実施することが可能となる。
- ④様々な機会を通じた地域住民へのPRが可能となる。

地域防災力の強化に

向けての取り組み

5

県では、地域防災力の強化に向けての取り組みとして、地域県民センターを中心に各圏域ごとに地域防災力強化戦略推進事業を実施しています。

この事業の中では、各県民センターが所管する圏域ごとに地域防災戦略（地域防災アクションプラン）を策定し、その具体化の推進と普及を図っています。

また、災害時において関係機関と連携を図り、被災地の状況を適切に把握し、各圏域ごと地域の実情に応じた救助活動や指示を行うことができ、また平常時には地域内外において防災知識の普及啓発を行うことができる地域防災リーダーの養成講座を開催しています。

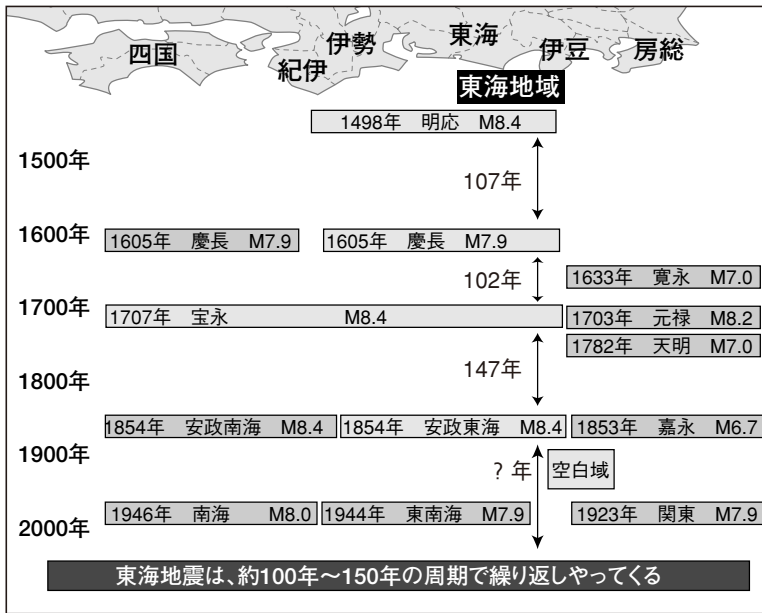
さらに、地域への防災に対する普及啓発活動として、地域防災出前講座の開催や簡易な図上訓練を実施しています。

これらの事業を通じて、国、県、市町村から県民に至るまでの全ての当事者

（機関）が、想定される災害等の危険性を正しく認識し、その危険性を軽減するための取り組み「防災」や、万が一被災した場合に、的確かつ迅速に応急対策を展開・実施できるための取り組み「減災」など、具体的な地域防災体制・仕組みづくり「備え」を進めることとされています。



太平洋岸で起こった過去の大震災



東海地震が今後30年以内に発生する確率は87%、本県では最大震度7と想定されています。東海地震は海溝型地震で被害が広範囲に亘るものですが、内陸型の断層帯地震として、糸魚川―静岡構造線地震、釜無川断層地震、曾

根丘陵断層地震などの発生が想定され、今後30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率は、甲府で82・3%と予想されています。また、最近増加傾向にある局地的な集中豪雨による河川の氾濫・土砂災害の発生など、常に私たちの生活は、災害発生の危険性と隣り合わせの状況となつてきています。このように、切迫性の高まった大規模災害に対し、峡南地域ではどのような防災対策を行ってきたのか、その概要を説明します。

はじめに

特集 2 災害に強い地域づくり

1

峡南地域の現状

当管内は、市川三郷町、増穂町、鵜沢町、早川町、身延町、南部町の6町で構成され、急峻な山間部を日本三大急流の一つである富士川が流れ、平行する形で幹線道路である国道52号が縦断する中山間地域です。

総面積は1,059・54km²で県全体の23・73%を占め、可住地面積は146・6km²で県全体の15・43%となつています。総人口は63,466人で県全体の7・18%を占め、総人口に占める65歳以上の人口の割合である高齢化率は31・15%で、県平均の21・89%を大きく上回り、高齢化の進んだ地域となつていま

2

峡南地域県民センター
有泉 公彦

す。平成17年に発表された山梨県東海地震被害想定調査報告書によると、最も被害が大きいと想定される「予知なし冬5時」で発災した場合、峡南管内の死者数205人（県全体の55・26%）、重傷者数239人（県全体の35・72%）、軽傷者数3,490人（県全体の64・58%）となつています。また、地震や集中豪雨による土砂災害の危険性も指摘され、孤立集落の発生が懸念されています。

地域県民センターの紹介

3

地域県民センターは、県の組織再編で平成18年度からスタートした新しい組織です。県内4圏域ごとに事務所があり、主に所管区域内の優先機関との連絡、庶務的事務、消防・防災業務、旅券の発給、かいの財務事務審査等の

業務を担っています。防災業務としては、地域防災の拠点としての役割を担い、専任の地域防災幹を配置し、「地域防災力強化戦略推進事業」に取り組んでいます。

地域防災力強化戦略推進事業

- 1 地域防災連絡会議・幹事会の開催
- 2 地域防災力強化戦略の推進
- 3 地域防災リーダー養成講座の実施
- 4 地域防災リーダー連絡会議の開催
- 5 地域防災出前講座の実施
- 6 地域防災図上訓練(DIG)の開催

峡南地域防災連絡会議

幹事会の設置

4

従前から地域での総合的な防災行政の推進は、災害対策基本法第14条に基づき「都道府県防災会議」を置き、都道府県地域防災計画の作成及びその実施を推進することなどを行うこと。また、同法第16条に基づき「市町村防災会議」を置き、当該市町村の地域に係る地域防災計画の作成及びその実施を推進することなどを行うこととされてきました。

目的は、県、町、関係機関などが一体となり、地域防災体制の充実と地域防災対策の具体化を推進すること。具体的には、町を中心とした地域防災対策の現状把握を行い、課題抽出により、問題解決のための施策を企画・立案・実施すること、つまり、峡南地域の地域防災力強化戦略の策定及びその実施を推進することです。

峡南地域防災連絡会議は、構成機関一覧のとおり25機関からなり、会長は峡南地域県民センター所長、委員は各町長及び各関係機関の長などにより構成されています。

これは、住民、自主防災組織、事業所、行政、関係機関などの連携のもと、

防災行政の推進体制等

主体	会議名称	防災計画等
県	山梨県防災会議	山梨県地域防災計画 やまなし防災アクションプラン
地域	地域防災連絡会議	地域防災力強化戦略
町	各町防災会議	各町地域防災計画

峡南地域防災連絡会議構成機関一覧表

No	構成機関名	No	構成機関名
1	峡南地域県民センター	14	増穂町
2	峡南地区六病院事務長連絡会	15	鯉沢町
3	東海旅客鉄道(株)	16	早川町
4	東京電力(株)山梨支店甲府支社	17	身延町
5	(株)NTT東日本一山梨	18	南部町
6	(社)山梨県LPガス協会	19	鯉沢警察署
7	陸上自衛隊第一特科隊	20	南部警察署
8	国土交通省関東地方整備局 甲府河川国道事務所	21	峡南保健福祉事務所
9	甲府地方気象台	22	峡南林務環境事務所
10	郵便事業(株)峡南支店	23	峡南農務事務所
11	峡南広域行政組合消防本部	24	峡南建設事務所
12	峡南地域防災リーダー連絡会議	25	峡南教育事務所
13	市川三郷町		

峡南地域防災力

強化戦略の策定

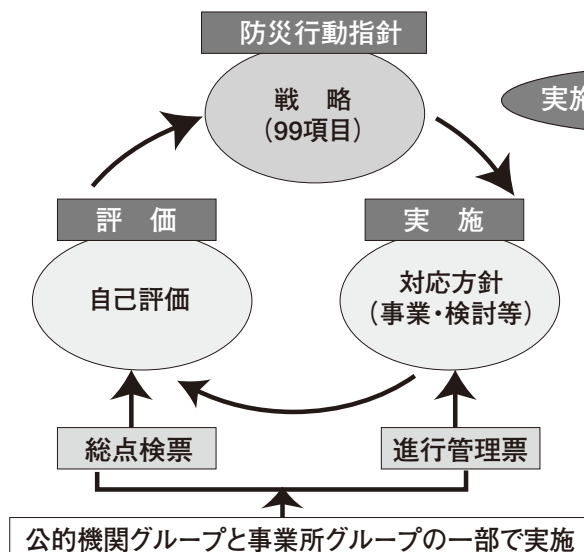
5

地域防災力強化戦略推進事業の取組として、大規模地震などにより甚大な被害の発生が想定される峡南地域の防災対策を強化するため、平成18年12月、峡南地域防災連絡会議において「峡南地域防災力強化戦略」を策定しました。

具体的に取り組む必要性の高い防災施策99項目を掲げた地域の防災行動指針です。戦略期間は平成19年度～平成28年度の10年間で、施策毎に短期(1年～3年)、中期(4年～7年)、長期(8年～10年)の区分けをし、それぞれに実施主体を定めています。

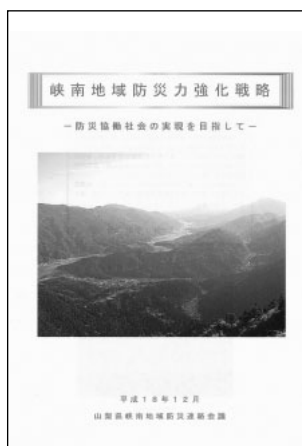
議のメンバーが、主体的に取り組むのは勿論ですが、特に重要なものは、峡南地域防災連絡会議において重点取組項目として定め、施策を着実に推進しています。平成19年度は「峡南地域自主防災活動マニュアル」を作成し、今年度は「峡南地域避難所運営マニュアル」の作成に取り組んでいます。

また、毎年、峡南地域防災連絡会議のメンバーから防災力総点検票と進行管理票の提出を受け、町を中心にヒアリングを行い、その結果を峡南地域防災連絡会議に諮るなど、戦略の実現に取り組んでいます。



実施期間別戦略項目数

期 間	項目数
短期 (1年~3年)	40
中期 (4年~7年)	52
長期 (8年~10年)	7
合 計	99



峡南地域自主防災活動マニュアル

地域防災活動のため、自主防災組織は非常に重要な役割を担うわけですが、行政区の区長が自主防災組織の会長を兼ね、行政区と自主防災組織は一体の関係となっているケースが多く、自主防災組織の組織率は非常に高くなっていますが、防災訓練のマンネリ化、役員の高齢化、リーダーの不在などにより、その活動は低迷していることが窺えます。

このマニュアルは、自主防災組織やボランティア団体などが活動する際に必要な防災情報を網羅し、地域の防災力の向上のため作成したものです。

内容は、平常時・災害時における防災活動、管内の取組事例の紹介、さらには避難所開設・運営、資料編まで含め、文字だけではなく、図やイラスト、写真を多用し、分かりやすく取りまとめました。峡南管内6町や地域防災リーダーなどに配付しましたが、より多くの関係者の皆様に活用していただきたいと思っています。

峡南地域防災力強化戦略と峡南地域自主防災活動マニュアルは、峡南地域県民センターのHPに掲載しております。

HPアドレスは、

<http://www.pref.yamanashi.jp/barrier/html/kn-kenninc>



峡南地域避難所

運営マニュアル

7

おわりに

8

大規模災害時には行政自らも被災し、

災害応急対策に支障が出るなど、行政職員だけで避難所運営管理に当たるとは困難な状況となります。特に大規模地震発生直後の混乱期においては、地域住民や施設管理者の主導で避難所運営に関わる必要が生じます。

このため、誰がどんな状況で避難してきても、円滑に避難所の運営ができるよう、関係者の皆様が避難所に関する課題について話し合い、その成果を具体的な対応マニュアルとして事前に定めておく必要があります。しかし、避難所運営マニュアルの作成は、ほとんどと言っているほど進んでいないのが現状です。

このため今年度は、峡南地域防災連絡会議のワーキング・グループとして、地元自主防災組織会長や校長先生方をメンバーとする峡南地域避難所運営マニュアル作成作業部会を立ち上げ、避難所として六郷小・中学校などを対象に、峡南地域のモデルとなる「峡南地域避難所運営マニュアル」を作成する予定です。また、市川三郷町以外の管内5町もこのモデルを参考にし、避難所単位の避難所運営マニュアルを作成する

予定となっています。

避難所開設・運営の課題(例)

- 1 施設の解錠はだれがするのか
- 2 施設の安全点検はどうするのか
- 3 避難者の収容はどうするのか
- 4 避難所運営に必要な役割と体制をどうするのか
- 5 物資や食料の調達、配分の方針・ルールはどうするのか
- 6 避難生活の長期化にどう対処するのか
- 7 避難所の統廃合に伴う避難者の移動のための合意形成をどうするのか
- 8 避難所の撤収に伴う清掃・片づけにどう対処するのか など

大規模災害が発生したとき、公的な支援活動「公助」が開始されるまでには、3日程度かかると言われています。それまでは、自分自身の身は自分で守る「自助」と隣近所の皆様による協力「共助」で活動していくことが大切となります。地域防災力の向上のためには、災害に対する日頃からの「構え」、例えば、建物の耐震改修、家具の転倒防止、防災備蓄品の確保などが重要ですが、取組は決して順調ではありません。

住民一人ひとりの防災に対する意識の向上や日頃の行動の一つ一つの積み重ねが、やがて大きな地域防災力に繋がると確信しています。

今後は、一人でも多くの地域防災リーダーを養成するとともに、その力を地域で生かす体制づくりを推進することやより多くの地域住民を巻き込んだ実践的な防災訓練の実施、例えば、学校や地域、行政などと一緒に取り組む避難所開設・運営訓練や災害図上訓練(DIG)を開催することなどが、ますます大切になってくると思われれます。

目指すべきは「災害に強い地域づくり」、今後とも地域の皆様と協働して、地域防災力の向上のため、地道に取り組んで参

りますので、ご支援ご協力の程よろしく
お願いいたします。



特集
3 災害に強い地域づくり

はじめに

1 都留市は、昭和29年4月29日、1町4カ村（谷村町、宝村、禾生村、盛里村、東桂村）が合併し誕生した。古くは、甲府市に次ぐ城下町として栄え、郡内地域の交流拠点として、経済・文化などのあらゆる分野において中心的な役割を担い活況を呈してきた。

また、昭和35年に開設した都留文科大は、全国各地から集う3,000人余りの学生たちが勉学に励むとともに、様々なまちづくり事業に参画することで、地域に根ざした大学として着実な発展を遂げている。

2 地形から見える特徴

本市の地形は、周囲を深い山々に囲まれ、中央を山中湖に水源を発する桂川の清流が横断し、自然溢れる街並みが形成されている。全面積の85%が山林であることから、土石流やがけ崩れが発生しやすい危険箇所が市内の各所に見られ、大雨や大地震などによる災害の恐怖が付きまとう。

斜地の崩落、河川の増水による道路の侵食、また、床上・床下浸水など、小規模な災害はかなり多く、一寸間違えば大きな災害になりかねないことは肝に銘じておく必要がある。

このような状況を踏まえ、本市が行っている防災対策の現状と今後の方向性について述べてみたい。

幸いにして、人命に関わる大災害といわれるものは、ここ半世紀は起こっていないものの、台風などの大雨による急傾



都留市行政管理課

小林 正人

自主防災組織の活動

3

昭和56年から57年にかけて、自治会組織を基盤とした自主防災会を立ち上げ、

県の支援を受け防災倉庫を設置するとともに、テント・はしご・ヘルメット・給食・給水用具などの防災資機材を購入し、東海地震等の大規模災害に備えるべく着々と準備に入った。しかし、当時は、住民の防災に対する意識はまだまだ低く、自主防协会会长と自治会長との兼務などもネックとなり、思うような自主防災活動ができていなかったことも事実である。

地震に対する恐怖が現実味を帯びないまま時は流れていた、平成7年1月17日の早朝、未曾有の阪神・淡路大震災は起こった。地震の恐怖を我がことのように感じ、個人々が地震に対する何らかの対策を必要だと思ったこれらの震災はないだろう。これをきっかけに、自主防災会の活動に対する気運が一気に高まり、組織としての活動が行われるようになってきた。しかし、全体から言えば、まだまだ一部の組織だけの活動であったため、更なるてこ入れを余儀なくされた時期でもあった。

協働による活動

そこに登場したのが、地域協働のまちづくり推進会である。分権時代のキーワードでもある「自己決定・自己責任」の精神を、地域の人たちに理解してほしいとの思惑と、それまでのような受身の事業運営ではなく、自らが企画立案したものを自らの手で運営していくという取り組みを実践することで、地方の時代に相応しいまちづくりを目指してほしいとの考え方から立ち上げたこの推進会は、旧町村単位の地域に広がりを見せ、「防災に関する取り組み」をまちづくりの根幹に据え活動を始めたのである。

各推進会の支援を受け活動を強化していった自主防災会は、防災マップの作成や要援護者対策、自主避難マニュアルづくりなどを手がけ、着々と防災対策を進めていった一方、組織内での防災意識が低いところは、特にこれといった取り組みをせず、役員による防災倉庫の点検などの簡単な取り組みを繰り返し行っている自主防災会も少なからず見受けられた。

市の支援

このように、明らかに温度差のある組織を何とか同レベルまで引き上げようと本市が取り組んだ内容は、自主的に動くことの重要性を協働のまちづくり推進会（防災実行委員会）を通じて伝えるとともに、自主防災会に直接出向いての防災講習会、また、自主防协会会长を集めての研修会など、地域のり

ーダーを育成する目的とともに、住民の防災意識の向上のためにかなりの時間を割いてきた。その結果、徐々にではあるが多くの組織の動きが活発になり、住民の目次第に防災へと向き、「自助」・「共助」の意味をよく理解しつつ、各々の自主防災会が真剣に取り組みを始めたのである。

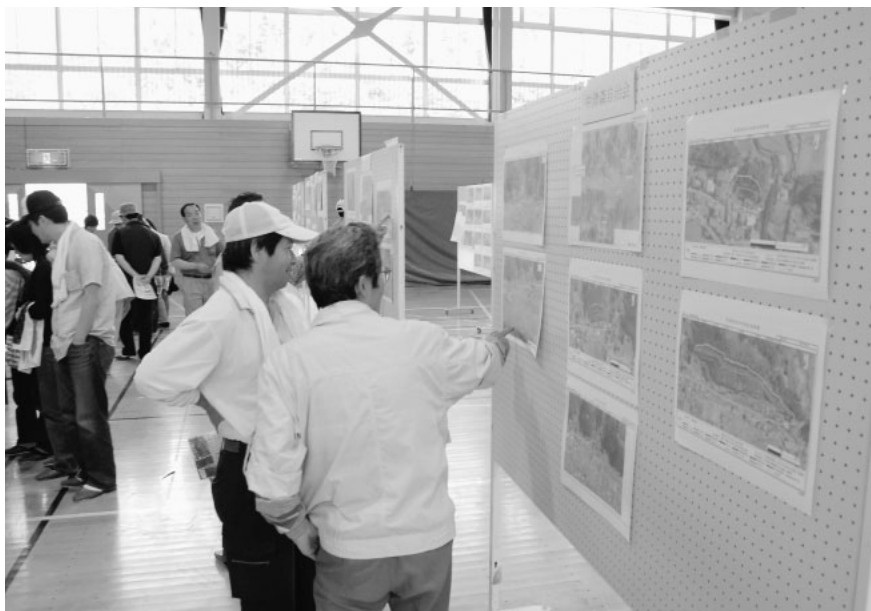


初期消火訓練

防災訓練

6月に行った地震防災訓練では、本市（糸魚川―静岡構造線）を震源地としたマグニチュード7.0の直下型地震が発生し、本市では震度6弱を記録したとの想定で行った。市役所に災害対策本部を設け、各地域に設置する方面対策支部や各避難所との情報伝達訓

練及び参集訓練、消防本部と消防団による無線通信訓練などを行うとともに、各自主防災会においては、地域の実情に応じた独自の訓練を行ってもらった。また、この地震防災訓練にあわせて行う土砂災害に対する防災訓練は、急傾斜地が多いことや山間部であるため



危険箇所揭示

4

に沢が多く、土石流の発生が懸念されることなどから、避難訓練を中心に今年度初めて行った。自分たちが暮らす地域は、「どこが」「どの程度」危険なのかという情報を地図上に示し周知を図るとともに、協働のまちづくり推進会が中心となって企画した訓練も行っている。

さらには、防災週間中（8月30日）

災害援助協定等の締結

5

9月5日）に行う総合防災訓練は、市職員及び消防職員等と地域住民が協働して行う総合的な訓練で、多くの市民が参加できるように現地対策本部を設け、毎年主会場を変更しながら行っている。

万が一、大災害に遭ってしまったときのことを考えると、救出・救護、備蓄品の不足に対する措置等において、その対応を自己完結できる事象は、決して多くはないはずである。そこで必要になるのが、自治体間での災害援助である。本市においては、県内はもとより、県外の自治体とも災害援助協定を締結している。また、災害時に必要とされる応急対策業務や連絡体制等についても、関係機関との連携を平常時から密にし、万全の体制を整えるべく準備を進めている。

- 板橋区外11自治体との相互援助協定
- 奈良県大和高田市との大規模災害相互援助協定
- 山梨県建設業協会都留支部との災害時における応急対策業務に関する協定
- 市内ガソリンスタンド業者との災害発生時における災害対策車両への燃料供給に関する協定
- 災害時における都留郵便局、都留市間の協力に関する覚書
- 地域貢献型自動販売機電光掲示板設置（災害時の飲料水提供）
- 東京電力との災害時における情報連絡体制の整備

- 山梨県内13市との災害時の相互応援協定

目指すべき防災対策

6

（社）日本火災学会が行った阪神・

淡路大震災後の調査によると、生き埋め等で閉じ込められた人のうち、公的機関に救助された割合は1・7%で、自力や家族、地域の人たちの力で救助された割合が合わせて95%に達することからもわかるように、これからの地域防災力の強化には、「自助」・「共助」がいかに重要になるかを再認識する必要がある。

本市では、平成18年度から日本防災士機構が実施する防災士の認定を受けようとする者に対して助成金を交付し、地域の防災リーダーになるべく人材を養成している。現在までに15人の防災士が資格を取得し、各地域において防災講習会の講師や防災訓練時の指導など、自主防災会の要求に応じて活躍いただいているところであるが、認定を受けて日が浅いこともあって、地域での認識度はまだまだ低く、思うような活躍の場が見いだせないでいる。

今後は、防災士の研修事業や意見交換会を行う中、各々の自主防災会が「自助」・「共助」の精神を堅持しつつ、地域防災力の強化に向けた取り組みが、防災士を含め自主的に行われるよう更

なる指導・啓発が必要になる。

また、市においては、災害時に職員が定められた行動をしっかりと取れるよう、あらゆる災害に備えた対策を講じるとともに、そのシミュレーションを担当班ごとに確認し合い、繰り返し訓練を行っていく必要がある。

災害が甚大であればあるほど、市職員も被災者になる可能性があることから、地域防災計画に基づく担当内・外の事務分掌を折に触れ確認し、お互いの情報を共有することが特に重要となる。

このようなことから、市をはじめとする公共機関の防災対策はもちろんのこと、自主防災会をはじめとする民間組織との連携や情報の共有化を進め、協働することにより「救える命がある」ことを認識し、災害に強いまちづくりの形成に向け邁進していきたい。



AED訓練

特集

4 災害に強い地域づくり 市民と協働による防災のまちづくり

南アルプス市 総務課 今村繁樹
南アルプス市 社会福祉協議会 総務課 斎藤節子

南アルプス市は山梨県の中西部に位置し、釜無川右岸に広がる御勅使（みだ）川扇状地と南アルプス山系からなる地域で、芦安地区には日本第二位の高峰北岳をはじめ三千m級の山々が連なり、日本の屋根といわれている南アルプス連峰を有しています。この麓から流れ、富士川にそそぐ御勅使川、滝沢川、坪川の三つの水系沿いに市街地が広がっています。

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に被害を防止し、若しくは軽減するため、住民が自主的に結成し運営する自主防災会組織等の育成・強化が求められています。

ると、しばしば浸水、冠水等の水害を被ってきました。御勅使川扇状地に位置する中央部及び東部地域は、大規模地震発生時には液状化の危険が非常に高いと予想されています。また、地形的にも急傾斜による土砂災害、河川の氾濫による洪水災害が発生する危険性の高い地域と言えます。

住民の一人ひとりが「自分達の地域は地域で守る」という強い自覚をもち、それぞれの地域の自主防災会において、日頃から積極的に活動を行っていくことが「災害に強い地域づくり」を進める上で大きな要となっています。南アルプス市内には、現在127の自主防

市街地は、御勅使川扇状地、釜無川氾濫源に位置しており、扇状地は地下水位が極めて深く、水量に乏しい常習干ばつ地です。また、釜無川氾濫源に位置する若草・甲西地域の多くは、釜無川・御勅使川の沖積源でもあり、急峻な地形と断層から土砂の生産量が多く、軟弱な地質の流出とあわせて下流に天井川を形成しているため大雨が降

一方、新興住宅街では、自治会に入らない世帯が増加し、地域の人と人とのつながりが薄れていく都会化現象は年々増えつつあり、地域コミュニティの衰退は南アルプス市でも例外ではありません。普段の生活の中では特に不便も感じることなく暮らしていても、いざ災害が発生した場合には、地域の助け合いこそが最も必要であり、また重要であることが全国各地で発生している災害での教訓となっています。

自主防災組織の取り組み

1

阪神・淡路大震災時に生き埋めになったり、閉じこめられた際の救出について、自力・家族・友人・隣人により助け

られた人が、全体の95%近くにも及び、救助隊に救出された人は、全体の1・7%にすぎなかったと報告されています。

2

地域コミュニティの衰退

会」や「地域防災マップ講座」等を幾度となく開催してきましたが、なかなか一般住民の関心は薄く、ほとんどの参加者は通知を貰った自治会関係者や消防団員等に限られていました。このため、役割

防災ボランティアの誕生

平成17年、南アルプス市社会福祉協議会では、国庫補助事業である「福祉ネットワーク事業」の採択を受け「防災ボランティア養成講座」や「小地域出前講座」を開催してきました。その後、「防災ボランティア養成講座」を毎年開催しており、新潟中越地震や長野豪雨災害等の被災経験者の話を聞く機会や、地域防災力を強化するための実地訓練などを行い、さらに、「小地域出前講座」では小さな組単位の集まりに職員が出向き「隣近所の絆が災害時、地域を救う」と話してきました。その結果、地域住民の参加が少しずつ増えるとともに、防災意識も徐々に地域に浸透し、旧町村単位での防災ボランティア地区連絡会が組織されるまでになりました。地区によっては温度差はあるものの地域住民主体の防災活動が活発化しました。

各地域それぞれ特性のある防災活動

に関係なく、地域防災力の必要性を理解し、地域の中で核となって活動してくれる人材を育成する必要性を感じてきました。

3

の中、若草地区の藤田区における防災ボランティアの活動

には注視する点があります。この藤田区は市内でも特に急激に人口が増加し、自治会未加入世帯が全世帯の半数を占めるという他の地区にない課題を抱えた地域であります。「もし災害が起きたら、自分たちの地域はどうなるのか」という危機感をもったボランティアのメンバーは毎月定例会を開き、どうしたら「地域防災力」を高めることができるかを話し合い、高齢者や子供たちに

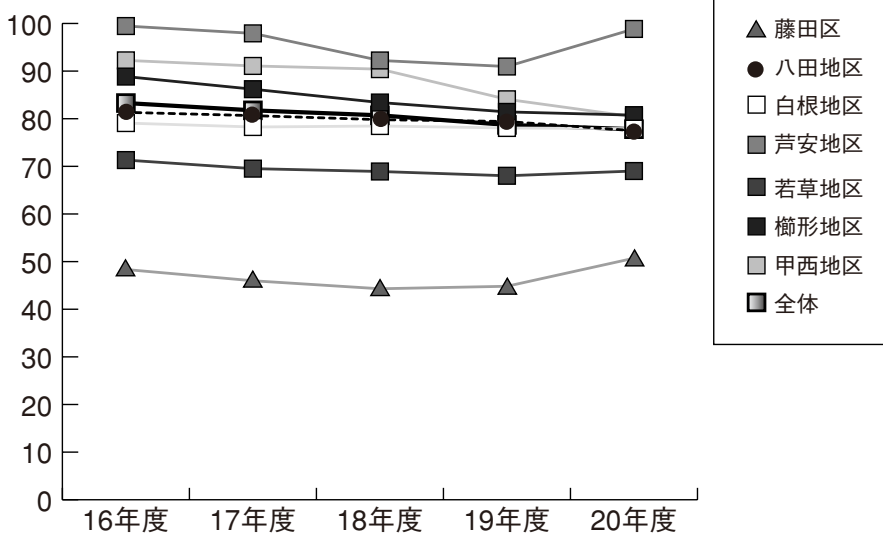
もわかりやすく伝えるために「寸劇活動」なども始めました。

こうした中、平成18年、熱心な藤田区のボランティア活動を行政が後押しする形で、自治会、地域住民、そして新しく転入してきた住民も巻き込んだ「藤田区防災のまちづくり事業」が始まったのであります。

まず、区民の防災意識のアンケート調査や藤田区を安全で安心して暮らせる地

年度別自治会加入率の推移

	H16	H17	H18	H19	H20
八田地区	81.34%	80.65%	79.80%	79.42%	77.48%
白根地区	79.09%	78.26%	78.47%	78.06%	77.91%
芦安地区	99.46%	97.92%	92.23%	90.96%	98.85%
若草地区	71.32%	69.52%	68.92%	68.02%	69.02%
藤田区	48.34%	45.98%	44.30%	44.82%	50.71%
櫛形地区	88.85%	86.20%	83.40%	81.43%	80.75%
甲西地区	92.25%	91.08%	90.41%	84.08%	80.40%
全体	83.29%	81.76%	80.71%	78.70%	77.80%



域づくりのため、新旧住民を交えての意見交換の場「ワークショップ」を開催し、そのなかから、最優先課題として「区の再編成」と「新旧住民を交えた推進体制」の必要性が浮かび上がってきました。「区の再編成」は、行政にとっても、藤田区にとっても長い間の懸案事項であり、一朝一夕で解決できる課題ではありませんでした。しかし、防災という共通課題を軸として50世帯を目安に新旧住民



ボランティア養成講座

の垣根を越えた「小地域防災班」を編成することで将来的に自治会の加入世帯を増やしていったらと考えた取り組みでありました。さらに、この年の8月には、新しく編成された「地域防災班」の組織を活かした初めての防災訓練が行われました。

これは、防災ボランティアのメンバーが藤田区の自主防災会組織の一員に加えられる企画した「子どもから高齢者まで誰もが参加したくなる魅力あふれる防災訓練」でした。

この訓練は、一人でも多くの住民に参



藤田区防災訓練の様子

加してほしいという思いから、当日参加賞を用意したり子供達にアイスクリームを手渡したりして結果的には楽しい防災訓練となりました。参加呼びかけは、回覧板の届かない自治会の未加入世帯には一軒一軒チラシをポストに入れて歩きました。その甲斐があつて防災ボランティアが企画した初めての防災訓練は予想以上の参加者であふれました。自治会に入っていない若い世代や子供たちが初めて藤田区の行事に参加した記念すべき一日となりました。この防災訓練は年々充実し、今年度は市の保健師、社協のヘルパ



ワークショップ

「等と協力し災害時の要援護者支援に取り組んでいます。さらに、この4月から「防災のまちづくり事業」のメンバーを中心として「藤田LOVEらぶクラブ」が結成され、藤田区の情報を掲載した情報紙「わくわく藤田」が定期的に発行されることとなりました。また子供たちや若者も交じって藤田区を流れる油川の清掃活動も始まりました。

最初は、防災ボランティア数名から始まった「防災のまちづくり」は自治会、地域住民の輪によって大きな広がりを見せてきました。

まだまだ「我が家は大丈夫」という意識が強く、市内全域で同様な取り組みが

十分に進まない状況下ですが、地道な啓発活動が少しずつ実を結びつつあります。安心で安全な地域づくりを願わない住民は誰一人としていません。行政、住民双方から歩み寄る「市民と協働による防災のまちづくり」が求められています。

時代は「自主防災」から「自守防災」に変わりつつある現在、誰もが自分のこととして考えなければならぬ「防災」は地域づくりのキーワードとなっています。こうした本市での取り組みが、今後の地域づくりの一助になれば幸いです。

自治
Q&A
お答えします！

Q

市町村税についての最近の話題について、お答えします。

Q

平成19年から、所得税が減って住民税が増えましたが、市町村にとってどんな意味があるのですか？

A

三位一体の改革で、税源移譲が行われた結果です。その分、市町村に対する国庫補助負担金が減っているのです。

Q

それでは、市町村税はしっかり確保されているのですか？

A

課税した税額に対して、実際に納税された金額の割合を徴収率と言います。

平成18年度の国民健康保険税を除いた山梨県の市町村の徴収率は87・5%でした。

この時の全国平均は、93・3%です。5・8ポイントも下回っているのです。ちなみに全国での順位は46位で下から2番目です。ここ数年は、40位代に低迷しています。

Q

徴収率87・5%とは、逆に12・5%も納められていないということですね？

A

そうです。金額にすると約170億円にもなります。全国平均との差の5・8ポイント分だけでも、約79億円です。

この金額を皆さんは「大きい」と感じますか？それとも「小さい」と感じますか？

Q

市町村ごとの徴収率はどんな状況ですか？

A

市町村ごとの徴収率は別表のとおりです。トップと最下位の市町村の徴収率の

差は、22・6ポイントにもなっていて、ちよつとビックリしてしまいます。

Q

徴収率が低いということは、税金をきちんと納めている住民にしてみると損をしている感覚になりませんか？

A

納税は、住民の当然の義務ですが、その義務を果たさない住民を許していることは、税の公平性を欠くことになり、ひいては行政への信頼性を失ってしまう重要な問題

納税の義務を果たさない住民に対して、毅然として法律に則った適切な措置をとることが何より求められます。

別表 徴収実績（税全体）
[地方財政状況調査（決算統計）第7表から]

市町村名	H18
丹波山村	98.5
小菅村	98.2
忍野村	95.1
鵜沢町	94.9
早川町	94.8
南部町	92.7
大月市	92.7
市川三郷町	92.1
南アルプス市	92.0
葦崎市	91.7
道志村	91.3
中央市	90.8
増穂町	90.7
昭和町	90.7
山中湖村	90.5
北杜市	90.4
甲州市	89.5
上野原市	89.2
西桂町	89.1
山梨市	88.8
甲斐市	87.1
富士河口湖町	86.7
甲府市	85.9
富士吉田市	85.7
都留市	85.0
鳴沢村	82.7
身延町	77.8
笛吹市	75.9
平均	87.5
全国平均	93.3
順位	46

Q でも、住民のなかには、いろいろな事情があつて税金を納めたくても、納められない人もいるんじゃないですか？

そうですね。

A 税金は、もともと住民の資産や収入状況を的確に把握して課税すべきものですし、課税後に発生したいろいろな事情が減免理由に該当すれば減免されたり、徴収猶予

されたりするものです。

市町村としては、住民の一人ひとりの状況に合わせて適切に税法を運用することが行政に対する信頼性確保に最も重要です。

Q それぞれの市町村は徴収率を上げるためにどんな対策をしているのですか？

A もちろん、市町村にとって税収の確保は、財政面から

も、行政への信頼性の面からも重要な課題ですからいろいろな対策をとっています。

たとえば、平成20年度からは、県と全市町村が一緒になって「山梨県地方税滞納整理推進機構」を設立し、滞納整理を推進する体制を作りました。

Q 「山梨県地方税滞納整理推進機構」はどんなことをしているのですか？

A 「山梨県地方税滞納整理推進機構」は、県と市町村が設置した任意の組織で、市町村の困難

滞納案件などを引き継ぎ、県職員と市町村職員が共同して滞納整理を行っています。

同時に、実務を通じて、市町村職員の滞納整理に係る技術・知識の向上を図っています。

平成20年度は、市町村から20名が派遣され、6名の県職員と一緒に滞納整理をしています。

また、弁護士など3名のアドバイザーを設置し、専門的な助言をいただいています。

Q 税金の滞納整理とはどんなことですか？

A 滞納整理とは、税金が納期限までに納付されない場合に、①督促状、催告書等による納税の催告、②差押等の滞納処分、③納税猶予等を行い、滞納金を徴収して完結す

るか、あるいは、滞納処分の停止を行うなど、滞納金に関する一連の事務手続きを総称したものです。

Q 差押等の滞納処分を執行するために必要な専門的な知識は、どうやって修得するのですか？

A 山梨県市町村職員研修所が県と連携しながら、いろいろな内容の税務事務研修を計画的に開催しています。

税務担当職員は、積極的に研修を受けて、実務に活かしています。

さらに、専門的な滞納整理の技術・知識の修得については、県税務課が研修を実施しています。

Q 先日、ポルシェがインターネットで公売されましたが？

A ポルシェの公売は、県税事務所が滞納者に対して差押

えを行い、インターネットを利用して公売し、滞納整理をしたケースです。

これまでは、預貯金や不動産を差押え対象としていましたが、最近は、インターネットが普及し、動産の売却が容易になりましたので、動産の差押え

も積極的に行っています。

市町村もインターネット公売を積極的に活用しようとしています。

Q

最近では、コンビニでも税金を納めることが出来るようですが？

A

県税の自動車税や富士吉田市や甲州市や山中湖村の住民税等は、コンビニで税金を納めることが出来ます。

コンビニ収納は、早朝から深夜まで、休日も関係なく利用できますので、住民にとっての利便性が向上し、

Q

便利なコンビニ収納はもっと拡がらないのですか？

A

納税環境の向上のために、コンビニ収納は有効な手法の一つです。

ただ、多くの税目で導入するためには、収納に係る手数料の問題や税務システムの改修等解決すべき課題があります。

今、多くの市町村で導入に向けて検討していますので、これからどんどん

Q

今のうちから、納付書を標準帳票仕様に統一することはメリットがあるのですか？

A

納付書は、市町村ごとに少しずつ様式が違っているのをご存じですか？

様式を標準帳票仕様に統一することで、郵便局や一般の金融機関、さらにコンビニでも対応可能となり、住民の利便性の向上に役立ちます。

将来のマルチペイメントネットワークの導入を見据えて、県内では既に甲州市が統一仕様に変更しています。

他の市町村でも、今のうちから納付書の様式の変更等に取り組むことは、将来を見据えた準備として大変有効です。

ちなみに、標準帳票仕様は別図のとおりです。

Q

最後に、私たち市町村職員が心得ておくことはありますか？

A

税金は、市町村の活動を支える基本的な財源です。

その税金を適正に課税し収納することが、税務担当職員の職務です。

税務担当職員は、市町村の活動を支えるために日々困難な職務を遂行しています。

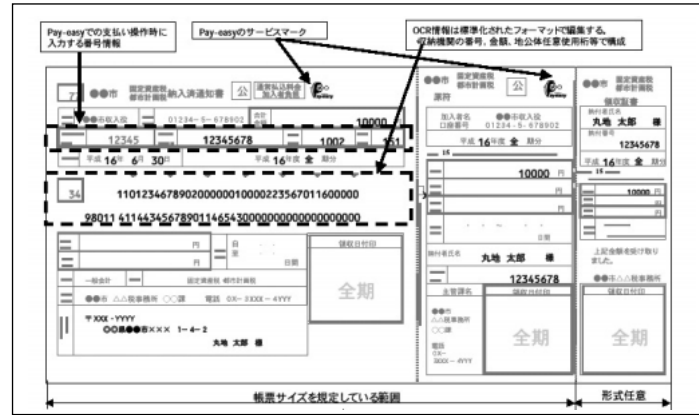
しかし、税金は税務担当職員だけが関わりのある問題ではありません。

Q

私たちが市町村職員は、税務担当職員が収納した税金を使って、毎日住民サービスを提供しているのです。

そして、言うまでもなく、その税金は住民の皆さんが納めた大切なものなのです。

このことをいつも心に留めておきたいものです。



別図 標準仕様票

A

マルチペイメントネットワークとは、税金や公共料金等について、携帯電話や金融機関のATM等を通じて、住民が時間や場所を選ぶことなく支払を可能とする仕組み

Q

マルチペイメントネットワークとは何ですか？

マルチペイメントネットワーク

この仕組みは、住民の利便性を著しく向上させると考えられるため、将来的に導入が期待されます。

Q

平成20年度から取り組む公立病院改革の内容について教えてください。

A

昨年末、総務省において公立病院改革ガイドライン

(以下「改革ガイドライン」という。)が策定されました。改革ガイドラインでは、「経営の効率化」、「再編・ネットワーク化」及び「経営形態の見直し」の3つの視点に立った改革を一体的に推進することを求め、平成20年度内に公立病院改革プラン(以下「改革プラン」という。)を策定するよう、病院事業を設置する地方公共団体に要請しています。

I 改革ガイドライン策定の経緯

平成18年度公営企業の決算統計によれば、全公立病院の事業数は669事業で、このうち経常損失を生じた事業は、営業中の事業の78・9%に当たる527事業となっています。その要因として公立病院は、へき地医療、救急医療、高度医療など採算性確保の上で難しい分野を担っていることが掲げられますが、近年は診療報酬のマイナス改定や、医師不足等による患者数の減

に起因した収入の減少が急激な経営悪化を招いていると考えられます。

II 公立病院改革の必要性

公立病院改革の究極の目的は、公・民の適切な役割分担の下、地域において必要な医療提供体制の確保を図ることとしております。

公立病院の置かれた厳しい状況の中、地域において真に必要な医療提供体制を確保し、良質な医療を継続して提供するためには、医師をはじめとする必要な医療スタッフを適切に配置できるような必要な医療機能を備えた体制を整備するとともに、経営の効率化を図り、安定した経営を目指す必要があります。

公立病院をはじめとする公的医療機関の果たすべき役割は、地域において提供されることが必要な医療のうち、採算性等の面から民間医療機関による提供が困難な医療を提供することにあります。このため、当該病院に期待される機能、果たすべき役割から抜本的

に見直すと同時に、これを踏まえ、一般会計等との間での経費の負担区分について明確な基準を設定することが必要となります。



III 経営の効率化

各公立病院が自らの役割に基づき、住民に対し良質な医療を継続的に提供していくためには、病院経営の健全性が確保されることが不可欠です。この観点から、主要な経営指標について数値目標を掲げ、経営の効率化を図ることが必要です。

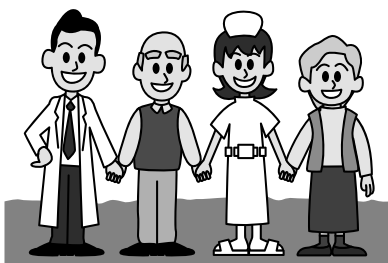
経営指標としては、財務内容の改善に係る指標として「経常収支比率」、「職員給与と費対医業収益比率」及び「病床利用率」は必ず数値目標を設定していただくこととなります。

また、公立病院として提供すべき医療機能の確保に係る指標として、例えば、救急等の取扱件数や臨床研修医の

受入人数等、適宜数値目標を設定することとされ、経営面だけでなく、期待される医療機能を確保しているか否かが確認できるよう要請されています。

これらの目標達成に向けた具体的な取組として、民間手法の導入、事業規模・形態の見直し、給与・定員管理の適正化、医薬材料費等の経費の節減合理化などによる医業費用の抑制や病床利用率の向上等による診療報酬の確保等が想定され、具体的にどのような取組をどの時期に行うのかを明記します。

そのほか留意事項として、経営指標に係る数値目標の設定に当たっては、一般会計等からの繰出が行われれば「経常黒字」が達成される状態を想定した上での目標数値の設定、一般病床及び療養病床の病床利用率がおおむね過去3年連続して70%未満の病院については、病床数の削減、診療所化等の抜本的な見直しを求めています。



IV再編・ネットワーク化

近年の公立病院の厳しい経営状況や道路整備の進展、医師確保対策の必要性等を踏まえると、二次医療圏を単位として、その地域で高度な医療を中心として担っていくような基幹病院と、それ以外の日常的な医療を担う病院や診療所に公立病院を再編し、ネットワーク化を進めていくことが必要です。これにより、医療機関の間の機能重複を避け医療資源の適正配分を図ることができ、スケールメリットが期待されます。また、医師確保対策に資する観点からも、基幹病院に医師を集約し勤務医の労働環境を改善するとともに、日常的な医療を担う病院や診療所へ定期的に医師を派遣する機能が期待されます。



V経営形態の見直し

民間的経営手法の導入を図る観点から、地方公営企業法の全部適用、地方独立行政法人化（非公務員型）等により経営形態を改めるほか、民間への事業譲渡や診療所化を含め、事業の在り方を抜本的に見直すことが必要です。

いずれの形態によっても、効果を上げるためには人事・予算等に係る実質的な権限が経営責任者に付与され、経営責任者において自主的な意思決定が行われる一方で、その結果に関する評価及び責任は経営者に帰することとするなど、経営に関する権限と責任が明確に一体化する運用が担保される必要があります。また、地域における医療・介護・福祉サービスの需要動向を改めて検証し、必要な場合には診



療所化や老人保健施設等への転換など事業形態自体も幅広く見直しの対象とし、その地域において最適な保健福祉サービスが提供されるよう総合的な検討を行うことが望まれます。

VI実施状況の点検・評価・公表等

改革プランの対象期間は、経営効率化にかかる部分は3年、再編ネットワーク化及び経営形態の見直しに係る部分については5年程度を標準としています。

改革プランは住民に対して速やかに公表するとともに、その実施状況をおおむね年1回以上点検・評価を行うことを要請しています。また、遅くとも2年間が経過した時点において、改革プランで掲げた経営指標に係る数値目標の達成が著しく困難であるときは、

改革プランの全体を抜本的に見直し、経営形態の更なる見直しも含め、その全面的な改定を行うことが適当としています。

総務省では、公立病院改革が円滑に進められるよう、改革の実施に伴い必要となる経費について財政上の支援措置を講じるとともに、公立病院に関する既存の地方財政措置について所要の見直しを行うこととしています。



～人・地域・自然が奏でる 和みのまち 山梨市～

山梨市総合政策課政策推進担当 主幹 中村 貴仁

平成17年3月22日、山梨市、牧丘町、三富村が合併し、新「山梨市」が誕生しました。

平成11年、「市町村の合併の特例に関する法律」（旧合併特例法）に、地方交付税の合併算定替の大幅延長や合併特例債の創設が盛り込まれ、以降、進められた「平成の大合併」の終盤、旧合併特例法の適用期限が迫った中での合併でした。

東山梨地域の合併協議

私自身、合併協議に関わった者の一人として、今、改めて合併までの道のりを振り返ると、紆余曲折の合併協議の中で、「独自のまちづくりを進めてきた市町村がひとつになることの難しさ」を実感した日々でした。

東山梨地域の具体的な合併協議は、平成13年1月、当時、東山梨行政事務組合を構成していた塩山市、山梨市、春日居町、牧丘町、三富村、勝沼町、大和村の7市町村で、「峡東地域市町村合併検討・協議会」を発足させスタートしました。それまで、一部事務組合として広域行政を行ってきた7市町村での合併協議は、ごく自然な流れでした。

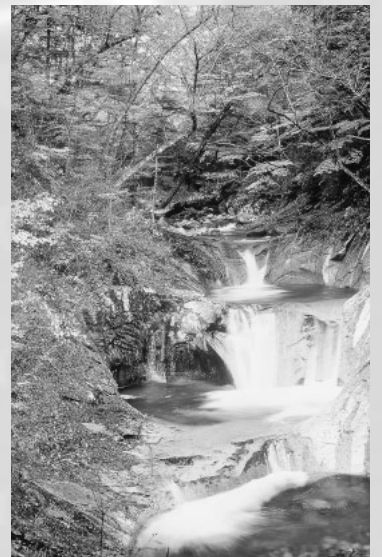
しかし、平成14年3月、春日居町が東山梨地域の枠組みに参加しないことを表明、これ以降、合併協議の休止、平成15年3月の春日居町を除く6市町村での任意協議会再編、同

年11月の法定合併協議会設置、そして、平成16年7月、山梨市の法定合併協議会からの脱退といった経過をたどることになったのです。このとき、旧山梨市から合併協議会に派遣されていた私は、6市町村の職員とともに合併というゴールだけを考えていたため、しばらくは頭の中を整理することができませんでした。

新たな枠組みでの 再スタート

離脱によって合併のスケジュールが白紙になる中で、個人的には「単独で、厳しい財政状況を乗り切るためのまちづくりを進める」という選択肢を想定していました。しかし、笛吹川沿いにつながる山梨市、牧丘町、三富村での合併という機運が高まり、平成16年9月28日に3市町村による合併協議会設立準備会代表者会議、10月1日に合併協議会設立準備会が開かれ、10月5日には3市町村の臨時議会において法定合併協議会設置議案が可決されて、「山梨市・牧丘町・三富村合併協議会」が設置されたのでした。

3市町村による合併協議で、まず確認したのは合併の期日でした。合併特例法に基づく支援措置の適用期限が延長されるとの話もありましたが、平成16年度内での合併を確認し、



平成17年3月22日を合併期日と決定しました。これによって、合併協議の期間は約6カ月となり、非常にハードな日程で協議を進めることとなったのです。

協議期間6カ月 での合併

合併協議の期間は短くても、合併までの手続きが変わるわけではありません。75項目にわたる合併協定項目の調整、数百、数千といわれる事務事業のすり合わせ、新市建設計画の策定、庁舎移転、配置分合の手続きなど、山積する合併業務に追われる日々ではありましたが、合併協議会に派遣された職員だけではなく、3市町村の全職員、合併協議会委員、市町村議会議員など、関係する全ての皆さんの熱意と昼夜を問わない努力によって、平成16年11月19日に合併協定調印式を行い、配置分合に関する市町村議会の議決、総務大臣の告示を経て、翌17年3月22日、無事

に新市誕生の日を迎えることができました。

半年という短期間で合併をなし得たのは、関係者の努力だけではなく、国道140号で結ばれ、地理的、歴史的なつながりの中で、これまでさまざまな面で交流を行ってきたという土壌があったこと、そして、合併協議において、これまでの歴史や自治体として歩みを大切にしながら、お互いを尊重し合って合併後のまちづくりについて前向きに議論を進めてきたからだと考えています。

新市における 基盤づくり

合併から3年半が経過し、中村市長のもとで新しい自治体としての基盤づくりを進めてきました。平成18年度には、合併後、最初の総合計画となる「第1次 山梨市総合計画」を策定し、これを最上位計画として、順次、分野ごとの詳細計画づくりを進め、これからのまちづくりに向けた具体的な考え方を確認し、市民の皆さんに提示してきました。

総合計画では、10年後の将来像として「人・地域・自然が奏でる 和みのまち 山梨市」を掲げ、次の三つを基本理念としてまちづくりを進めることとしています。

一つ目は、豊かな自然、特色ある歴史、豊富な果物など多様な地域資

源を守り、継承しながら地域の個性、魅力として活用していく「地域特性を生かした個性と魅力あるまちづくり」、二つ目は、本市を構成する都市地域、田園地域、山岳地域など、さまざまな地域の伝統、文化を尊重しながら、交流や連携により「山梨市民」としての一体感を醸成する「交流と連携による一体感のあるまちづくり」、三つ目は、市民参画の取り組みを推進し、協働のまちづくりを進めながら、市民の目線で行政運営を進めていく「市民の視点に立った協働によるまちづくり」です。

この三つの基本理念を踏まえ、将来像の実現を目指して、常に挑戦し続ける市政運営を進めています。

地域の個性を 生かしたまちづくり

現在、地方分権が進む中で、住民に最も近い自治体である市町村に課せられた課題は多岐にわたっています。人口減少時代への対応、少子高齢化による社会保障や福祉問題、核家族化や過疎化による地域コミュニティの低下、いじめや虐待など子供たちを取り巻く新たな問題、多発する自然災害を踏まえた住民の安全対策、地域の活力となる産業振興など、本市においても解決しなければならぬ課題は山積しています。

合併協議の中で改めて事務事業の

現状を認識し、新しい自治体の枠組みでの効率的な行政運営を検討してきた経験を生かし、住民生活に密着した施策推進を図るとともに、森林セラピー、根津記念館、新エネルギーの活用など地域特性を生かした新たな事業を軌道に乗せ、その波及効果を広げて魅力づくりにつなげていくことが、私たち職員に求められているのではないのでしょうか。

合併の効果

平成の大合併により山梨県内では64市町村が28市町村に、全国的に見ると平成11年3月に3,232あった市町村が、平成20年11月には1,784まで減少する見込みであり、地方自治体の構図は大きく変化しました。国においては、市町村の再編を受け、地方分権改革や道州制の議論が進められ、市町村にはそれらに対応できる体制づくりなども必要となつていきます。

「合併は究極の行政改革である」と言われ、合併した自治体では常に「合併のメリット」を問われています。合併を契機に住民サービスのあり方について検討が行われ、サービス区域の拡大など効率的なサービス提供が可能になった反面、水準の見直しなどによって一部負担増になったものもあり、合併の効果を明確に述べるのは非常に難しいというのが現状

です。

おわりに

「自分自身にとって合併とは何だったのか」を考えると、市の業務やまちづくりについて、改めて見つめ直すいい機会になったと感じています。

いずれにしても、合併だけで明るい未来が約束されたわけではありません。厳しい財政状況の中、積極的な行政改革を行い、常に市民ニーズを把握しながら「市民の視点」で行政運営を考えていくこと、市民と同じ目的を共有し、ともに汗を流すことなど、職員の意識改革と市民の参画により、「合併してよかった」と思えるまちづくりを進めていくことが何よりも必要だと考えています。



F がんばっています。

i g h t

県と市町村、また、市町村間において職員交流が盛んに行われています。今回は、市町村から県へ派遣され活躍している皆さんに登場していただき、近況を紹介していただきました。



環境創造課
日本 修
(甲斐市)

平成19年4月より甲斐市役所から交流派遣職員として、森林環境部循環型社会推進課(現・環境創造課)に配属され、早いもので1年半が経過しようとしています。

配属直後は、県のシステムに慣れること、環境分野(地球温暖化対策)の仕事が初めてということもあり、これまでとまったく違う環境の中での仕事に不安でしたが、周囲の方々のご指導をいただきながらなんとか今日までやっていくことができました。

現在、地球温暖化対策担当として県内の温暖化防止活動に取り組む様々な団体や事業者の方々とは多く接し、地球温暖化対策の取り組みを行っています。世界規模で大きな問題となっている地球温暖化は、行政としても積極的に対策を講じていかなければならないと感じています。

あと残り約半年間の派遣交流ですが、市役所では経験できないことを体験し、できるだけ多くの方と知り合いになり、山梨県庁での生活をいろいろな意味で楽しみたいと思っています。また、市に戻ったときにこの経験を活かせるよう努力していきたいと思っています。



商業振興金融課
原田 互
(山梨市)

昨年4月から交流職員として商業振興金融課にお世話になっています。県への異動が決まった昨年の3月、前任の茨城県の方と引継ぎをして、課員の皆さんにごあいさつをした時の緊張感と、迎えてくださった温かい雰囲気は今でも忘れられません。

現在は昨年に引き続き、商業・流通担当として、商業振興に関する分野の業務に携わっています。商店街や中心市街地の活性化が注目される中、山梨市から一歩離れ、県内外の取り組み状況を知ることができるのは何よりの財産です。地域が抱える課題はそれぞれに異なり、しかし共通している点もあり、考えさせられることが多くありますが、どんな環境においても欠かさない重要なテーマは「人づくり」ではないかと感じています。

肌で感じた様々なことを仕事に結び付けて考え、少しでも商業振興やまちづくりに取り組む方々のお力になれるように、また、お世話になっている方々への感謝の気持ちを忘れずに、残りの期間を大切に過ごさせていただきたいと思っています。



生涯学習文化課
内藤 和樹
(北杜市)

昨年4月に北杜市から交流派遣職員として、生涯学習文化課へ配属され、早いもので約1年半が経ちました。

当初は、県の様々なシステムに慣れることから始まり、これまであまり興味もなく、経験したことのない文化芸術に関わる仕事に大変戸惑い、苦慮する日々を過ごしていましたが、課の皆様をはじめ、庁内の皆様、私の仕事に関係する多くの方々からご指導、ご支援等をいただくことで、ここまで頑張ってくることができました。皆様には感謝の気持ちでいっぱいです。

私は当課で文化振興担当として、各市町村や文化芸術団体等への各種助成事業や芸術文化事業への後援・知事賞の交付などを担当していますが、当課は課名どおり「生涯学習」と「文化芸術」に溢れる課です。文化芸術にあまり興味のなかった私も、当課へ来て数多くの文化芸術に触れる機会を得て、知識も増え、様々な経験もさせていただき、少しずつ文化芸術に対する興味も湧いてきたところです。

県庁へ来て、ここまで過ごしてきた全ての事が貴重な経験で、また様々な人と出会うことができ、今後の自分にとって大きな財産を得る事ができたと思っています。残り約半年になりますが、もっと多くの財産を得られるよう今後も頑張りたいと思っています。



都市計画課
田邊 克明
(大月市)

平成19年4月から、大月市から派遣職員として都市計画課に配属になりました。田邊克明です。

早いもので、1年半が経過しようとしています。当初は、職場環境の変化や今まで都市計画に関する仕事に携わったことがなかったため戸惑う日々が続きましたが、周囲の方々に助けられ、毎日充実した日々を送っています。

昨年度は都市公園担当で主に県営都市公園の管理、指定管理者制度を導入している公園の指定管理者への指導等を行ってきました。

今年度は街路・市街地担当に配属になり、まちづくり交付金事業を担当しています。県内の市町村のまちづくり及び他都道府県のまちづくりが学べ大変勉強になっています。

今後も、県職員の方々や他の市町村の方々との交流を深め、県・他市町村の良いところの一つでも多く学び、今後の大月市の発展に生かせるよう頑張りたいと思っています。今後ともよろしく願います。



市町村課
堀口 昭義
(増穂町)

この4月に増穂町から総務部市町村課地域振興・合併推進担当に研修生としてお世話になっています。4月初は、組織の大きさや環境の変化に戸惑う日々が続き、1年間の研修期間が長いものになるであろうと思っていました。しかし、課内の方々との日常の業務や仕事以外での交流を通すなかで、そんな不安はすぐに払拭されました。今では、緊張感の中にも楽しさがあり、充実した日々を送っています。

現在は、地域づくりに関する業務が中心ですが、地域づくりの必要性、問題点など何一つ取っても学ぶ事ばかりで、勉強の毎日となっています。また、各市町村担当者の方々とも接する機会が多く、各地域の現状、課題を把握できると同時に担当者の方々との情報交換を持つことができるので、交流を深めるいい機会にもなっています。

山梨県へ研修させていただいたことは様々な面でプラスになっています。残り半年足らずの研修期間ですが、課内の方々や市町村の担当者の方々との交流を深めて行き、今後の増穂町での職務に活かせるようにたくさんの方々のことを吸収していきたいと思っています。



県民生活課
稲葉 昭人
(笛吹市)

みなさん、こんにちは。

昨年度より県民生活課にお世話になっています稲葉昭人です。気が付けば、派遣生活も1年半が経過し、配属当初、非常に長く感じられた2年間も、残すところ半年になりました。

私が担当している業務は、特定非営利活動促進法(NPO法)による業務と協働の推進の業務です。派遣当初は、NPO!? 協働!? 言葉一つ分ならず、戸惑うことばかりでしたが、上司や同僚の皆様の温かいご指導をいただき少しずつでも消化していく事ができました。特にNPOの斬新性、行動力には驚かされる事ばかりで、少子高齢化や地域再生など多様化する地域課題、住民ニーズに応じていくにはNPOとの協働が不可欠であることを感じさせられました。

来年の4月には市役所に復帰しますが、このような貴重な機会を与えてくださった皆様に感謝申し上げます。

最後に、県民生活課の皆様にご指導を頂きながら今日まで大過なく業務を行ってきました。県民生活課の皆様、いろいろとありがとうございました。

残り半年間、よろしくお祈りします。



長寿社会課
武田 英明
(甲府市)

甲府市から福祉保健部長寿社会課に配属され、早いもので1年半が過ぎようとしています。

当初は、職場環境や事務手順等の相違に戸惑うことばかりでしたが、幸いにして市で担当していた職務と関連があったこと、また何よりも周囲の方々の温かい御指導や御助言をいただくことで徐々に順応することができ、現在は多忙の中にも充実した毎日を過ごしています。

配属先の長寿社会課では、介護保険制度の適正な運営と介護サービスの質の確保を図るために、介護保険法の規定に基づく介護サービス事業者の指導監督業務のほか、介護サービスの質向上のための各種研修事業を担当しています。県での業務を通じて、自治体職員として事務の正確性や企画立案能力、職務に対する専門性が重要であることを再認識することができました。

県の組織での経験は、職務の面はもとより人間関係も含めて、自分自身の貴重な財産になると信じています。このような機会を与えてくださった市関係者の皆様に感謝するとともに、派遣後にこの経験が活かすことができるよう、残りの期間を精一杯頑張りたいと思います。



中北建設事務所峡北支所
五味 政人
(韮崎市)

本年4月より韮崎市から中北建設事務所峡北支所道路課にお世話になり、もうすぐ半年が経とうとしております。当初は今までは全く違う環境に戸惑い、何をやるにも不安で一杯でしたが、周囲の方々にお世話になりながら何とかここまでやって来ました。

韮崎市では、道水路維持担当にあり、小規模な工事の担当と現場へ出での草刈り、舗装工、道路の穴埋め、水路のゴミ取り、雪かき等の業務を行っていたのですが、現在は、計画や道路改良等が主の業務である南部道路担当で、茅野北杜韮崎線「青坂バイパス」を担当させていただいており、工事規模や工事金額等、今まで私が経験したこと無かった大きな工事をやらせていただく事になりました。このバイパスは地元では交通量の増加に伴い、是非早期に完成してもらいたいと切望している道路であります。この道路の担当になるとは夢にも思いませんでしたし、初めは戸惑いましたが、やり甲斐と共に時間が経つにつれ責任の重さを感じているところであります。

このようなチャンスをいただき、山梨県へ来させていただいたことにつきましては、これから自分にとって大変プラスになると思います。この機会に、市では経験できない様々な現場を見させていただき、携わる中で多くのことを吸収し、今後に活かして行きたいと考えています。

住民基本台帳カードの普及促進について

助成制度の活用等

山梨県総務部市町村課
行政選挙担当

主事 畑野 博之

はじめに

住民基本台帳カード（以下「住基カード」という。）は、平成15年8月25日から交付が開始され、平成20年3月31日現在の累計交付枚数は、全国で約234万枚が交付されています。このうち、山梨県の累計交付枚数は1万302枚であり、対前年度比として、6,273枚（15.6%）の大幅な増となっています。

この要因は、多目的利用サービスとして県内で初めて実施した、笛吹市、甲州市の共同実施である、自動交付機による証明書（住民票の写し、印鑑登録証明書）の広域交付サービスが、平成19年6月1日から開始されたことに加え、住基カードの交付手数料を無料化したことが主な要因と考えられます。

事実、平成19年度だけで、笛吹市は2,152枚（前年度比66.8・3%増）、甲州市は1,343枚（前年度比76.6・4%増）の住基カードを交付しており、それぞれ累計交付枚数の8割以上を占めています。

利用促進への取り組み

住基カードの普及拡大には、市町村における多目的利用サービスの取り組みが大きな鍵となっており、前述した笛吹市及び甲州市を見ても一目瞭然です。

全国では、平成20年4月1日現在において、143団体が多目的利用サービスに取り組んでいます。その主な内容は、証明書自動交付、印鑑登録証、図書館利用者カード、申請書自動作成サービスであり、その他、電子マネー、病院診察券、学童安心安全システム、子育て支援システム及び各種（湯めぐりポイント、商店街ポイント等）ポイントサービス等、地域の特性を活かした多目的利用サービスも実施されています。

しかし、これらを実施するには、多額の費用が必要となり、厳しい財政状況にある団体においては、なかなか踏み込めないのが現状です。

助成制度の活用

このことから、財団法人地方自治情報センター（以下「センター」という。）では、毎年、行

政の効率化や、住民サービスの向上を図ることを目的とした住基カードの多目的利用サービスの推進を支援するため、市町村及び一部事務組合等（以下「市町村」という。）を対象に、住基カードの利活用関連事業の実施団体を公募し、その取り組みに掛かる費用を助成しています。

ここでは、平成20年度に公募が実施された2つの事業について紹介します。なお、詳細については前年度2月に通知された、各公募要領を参照してください。

1. 「ICカード標準システムを活用した住民基本台帳カードの広域での多目的利用促進事業」

【公募の目的】住基カードの多目的利用方策として、センターが提供するICカード標準システム（以下「標準システム」という。）を共同で導入し、地域住民に広域で先進的サービスを提供する事業を実施する市町村に対して、その取り組みに掛かる費用を助成。

本公募は、事業の実施を通じ、標準システムの導入効果や課題の検証を目的とするものであり、その目的を理解し、当該事業の実施を希望

する市町村に地域の実情を勘案した、効果の期待されるサービスについて提案を求めるもの。

【事業の概要】 次の①～⑤項のテーマにおいて、助成要綱（省略）に基づき、当該事業の実施に必要な経費の全部又は一部を助成。ただし、事業の提案内容により調整。

① 消防庁安否システムと連携した広域での避難者情報サービス（6,000万円～15,000万円※）

② 県内全域を用途に展開する救急車内情報読取サービス（6,000万円～15,000万円※）

③ 広域での証明書交付（自動交付機の利用を含む）サービス（10,000万円～15,000万円※）

④ 公立図書館を共通的に住基カードで利用できるサービス（2,500万円～5,000万円※）

⑤ その他広域でのサービス（2,500万円～5,000万円※）

※助成額は4市町村以上を想定しており、構成数により変動する。

2. 『住民基本台帳カードを活用した自動交付機導入推進事業』

【公募の目的】 住基カードの多目的利用方策として、住基カードに対応した自動交付機を新規に導入（更新も含む。以下に同じ。）、追加若しくは改修を行い、その活用策として時間外、土日・祝日でのサービス提供、既存行政カードの統合、住基カードの取得促進等を一体的に実施することにより、「住民サービスの向上」「住民の利便性の向上」「市町村事務の効率化」を図る市町村に対し、その取り組みに係る費用を助成。

【事業の概要】 助成要綱（省略）に基づき、10団

体を目途として、当該事業の実施に必要な経費に0.5を乗じて得た額（原則として、当該額が5,000万円を超える時は、5,000万円を上限とする。）を助成。ただし、事業の提案内容により調整。

《助成の要件》

① 提案者としての要件を満たしている市町村であること。

② 住基カード対応型自動交付機を新規、追加導入若しくは既存機器の改修を行い、窓口対応時間外（土日・祝日を含む。）を含め、証明書自動交付サービスを提供すること。（近隣市町村とシステム連携した広域交付の将来的な実現を想定した仕組みの構築を検討すること。）

③ 印鑑登録証、住民カード、図書館利用者カード等既存の行政カードを住基カードに統合化する（又は検討する）こと。

④ 住民が住基カードを取得しやすい環境を整備すること。

○ 交付手数料の一定期間の無料化等、自動交付機による証明書交付手数料の減額、発行受付、交付場所及び時間帯の拡大等を検討すること。

⑤ 住基カードの交付枚数の増加見込みを策定すること。

⑥ 住基カードの普及促進に係る広報を実施すること。

⑦ 次年度以降についても、自動交付機を活用した住基カードの普及促進を継続して推進すること。

住基カードへのワンカード化等

この他、住基カードへのワンカード化の取り

組みとして、各種行政カード（印鑑登録証等）に使用しているバーコードや磁気ストライプを、住基カードの裏面に貼付したり、住基カードの既存の磁気ストライプを利用したりすることにより、システム改修をほとんど必要とせず、費用の軽減を図りながら、ワンカード化を実施することが可能です。その後、既存のシステム更新期に併せて、セキュリティの高い住基カードのICチップを利用する方法に切り換えることなどが提案されています。

一方、総務省においては現在、住基カードの交付手数料の無料化に対する財政措置として、平成20年4月1日から平成23年3月31日まで、特別交付税の加算措置がされています。多目的利用サービスの導入時期又は、ワンカード化への実施時期に併せて、効率的に住基カードの手数料の無料化に取り組みることなども検討していただきたいと考えます。

おわりに

住基カードは、電子政府・電子自治体の基礎であり、住民サービスの向上、住民の利便性の向上、行政事務の効率化に資するものです。今後、行政事務の電子化が進むに連れて、国の様々な施策に展開されていくものであると考えことから、各市町村においても、住基カードの普及促進の観点から、多目的利用サービスや無料化の検討など、地域の実情に即した施策に対して積極的に取り組んでいただきたいと思います。

市町村 振興協会たより

市町村職員情報誌「やまなし自治の風」編集委員会について

本情報誌「やまなし自治の風」については、地方自治の新しい風をいち早く、市町村職員の皆さんに紹介するとともに、市町村のまちづくりや職員の皆さんの活躍ぶりを広く取り上げるため、平成11年7月に創刊し、現在、9月と3月の年2回発行をしています。(創刊号から本号まで本協会のホームページ(<http://www.ympa.or.jp/>)でもご覧いただけます)

本誌の編集に当たっては、創刊以来、県市町村課の皆さんにご協力をいただく中で発行を重ねて参りましたが、本年度から市町村職員等で構成する市町村情報誌「やまなし自治の風」編集委員会を設置し、市町村職員の情報誌として、これまで以上に職員の皆さんのニーズを把握する中で一層内容の充実を図ってまいります。

今後は、本編集委員13名が本誌の編集方針や内容等検討し、発刊して参りますが、市町村職員の皆さんにとって、タイムリーな話題を特集として取り上げるとともに、国や県の動向をはじめ先進的な市町村の取り組みの情報提供、人事交流など多方面で活躍する職員の皆さんの紹介等、「やまなし自治の風」が広く愛読されるよう内容の見直し、充実に努めて参りたいと考えております。

市町村職員の皆さん方には、是非ともご意見、ご提言等編集委員会にお寄せいただきますようお願いいたします。

市町村職員情報誌「やまなし自治の風」編集委員会委員名簿

役職名	団体名	職名	氏名
委員長	甲府市	企画総室総務課主任	浅川 和喜
副委員長	市川三郷町	企画課主査	内藤 健一
委員	富士吉田市	企画財政課副主査	加々美宏子
委員	都留市	政策形成課副主査	中野 一成
委員	韮崎市	企画財政課主査	保阪 明美
委員	南アルプス市	企画課主事	川村 幸枝
委員	南部町	企画課主幹	望月 一希
委員	昭和町	総務課主査係長	伊藤 直樹
委員	道志村	総務課主幹	山口 晃司
委員	山中湖村	総務課主任	梶浦 北斗
委員	山梨県	市町村課課長補佐	松本 正一
委員	山梨県市長会	総務課主任	佐野 正子
委員	山梨県町村会	総務課主事	石原 弘崇